

コスタリカは、軍隊を禁止、非武装としている。しかし、緊急の国家防衛の必要性が生じた時、コスタリカが攻められれば、武力行使を行う軍隊が組織されるとしています。

さらに、コスタリカは、アメリカ（米州）の1国にかけられた攻撃に対する集団的自衛権を掲げた米州相互援助条約（「リオ条約」）に加盟しているが、批准に際し、海外派兵は拒否し、団体交渉や協議で貫くとしています。

佐藤内閣の72年の政府解釈では、個別的自衛権でも「急迫不正の侵害に対処する止むを得ぬ措置」という制約、ましてや他国への攻撃を阻止する武力行使は違憲としています。そして、「急迫不正の侵害に対処する止むを得ぬ措置」の3条件として、それしかとるべき術がない場合、短期、最小限にとどめる、としています。

ところが、91年の湾岸戦争の頃より、「武力行使と一体化」しない後方支援という理由付けで自衛隊の海外派遣を強行しました。しかし、サマワでも武力行使できませんでした。

安倍前首相の試みは、「必要最小限度」の枠内なら現憲法下でも「集団的自衛権」の行使は可能と、そのスキマをねらったものです。しかし挫折しました。

参議院議員：佐藤正久氏（イラク先遣隊長＝「ヒゲの佐藤」）は、「日本軍を護衛するオランダ軍が攻撃されれば、日本軍も同じ仲間として駆けつけ、日本軍が攻撃されれば、交戦する」、「日本の法律で裁かれるのであれば喜んで裁かれてやろう」と自慢げに語っています。まさに、関東軍と同じで、自ら独走し既成事実をつくるものです。福田総理は違憲だとしています。

いずれにせよ、なお突破できない最大の争点は、海外での武力行使です。外国の軍隊に守られ駐屯地で籠城する軍隊があり得るのか、これは国会では議論がされていません。（「集団的自衛権とは何か」序章、第三章2、3）

## 二 集団安全保障（安保理決議）の場合

### 1 安保理決議に基いた I S A F（国際支援治安部隊）に参加する。

小沢さんは、「世界」11月号で「安保理決議に基いた I S A F（国際支援治安部隊）に参加する」としています。それは、復興部隊の支援としていますが、掃討作戦を担う戦闘部隊に自衛隊がなぜ参加できるのか？という疑問が残ります。

その理由は、憲法9条1項は、「国権の発動たる戦争」ではないこと、国家の枠を超えた国際社会のため、としています。

但し、原理原則の問題では、今の I S A F には「疑問」があります。当面は、I S A F への後方支援としていますが、そもそも憲法9条1項でいう、国際紛争を武力では解決しないということを、小沢さんはいわないことが問題です。

その意味で、集団的自衛権と同じく、I S A F 参加は違憲ではないのかと、いえます。一度合憲として「突破」されると、時々政権の判断で「派兵」が可能となります。

重要な副産物として、福田総理をはじめ、石破防衛大臣、高村外務大臣も、「海外での武力行使は違憲」と言明し、小沢さんの挑発に乗ってしまった。朝日新聞の記者も「おもしろい状況」といっています。

つまり、福田内閣は、集団的自衛権も「封印」し、正面からの憲法改正で乗り切ろうとしています。しかし、「海外はどこまでか」「近海とは」など、集団的自衛権の懇談会で、どう出していくのか注目されます。

## 2 湾岸戦争のトラウマ

91年の湾岸戦争、当時の自民党幹事長は小沢さんでした。安保理決議を背景とした多国籍軍に際して、金だけ出して、国際社会から全く評価されず、「日本の敗北」というのが、10数年続く小沢さんのトラウマでした。今なお、政界、メディア、世論を呪縛し続けています。そうしたなかで、いつでも随時に、海外に派兵できる恒久法の動きがすすめられています。

この背景には、大連合、政界再編など、財界の動きがあります。この呪縛を解くことが、私の重要な課題の一つです。（「集団的自衛権とは何か」第五章1、2）

「イラク・ゲート事件」の解明では、大学にお願いしてマイクロ・フィッシュを購入していただきました。大変な量ですが、その中には、誰がサダムを育てたかがわかります。

